

こ おとな
すべての子ども・大人のみなさんへ

くに たち し こ き ほん じょう れい
国立市子ども基本条例 を知ろう！

ばん
やさしい版

こ けん り
子どもの権利
って なあに？



くに たち し こ か てい ぶ じ どう せい しょう ねん か
国立市子ども家庭部 児童青少年課

はじめに

こ　　う
子どもは生まれながらにして

おな　けん　り　　も
おとなと同じ「権利」を持っています

みなさんは、「子どもの権利条約」を知っていますか。

ねん　せ　かい　じゅう　　こ　　けん　り　　まも
1989年に、世界中のすべての子どもたちの権利が守られるために、
こく　さい　れん　ごう　さだ　　に　ほん　　まも
国際連合が定めたもので、日本もこれを守ることになっています。

せ　かい　　くに　くに　　ひと　ひと　く　　ぶん　か
しかし、世界にはいろいろな国々があり、人々の暮らしや文化は
に　ほん　　くに　　くに
日本とにってる国、にていない国など、いろいろあります。

こ　　けん　り　　まも　　しあわ　　せい　　ちよう　く
子どもの権利が守られ、みなさんが幸せに成長し暮らして

じっ　さい　　く
いけるためには、実際にみなさんが暮らすまちで、
き　も　　ささ　　じゅう　よう
いろいろな気持ちによりそいながら支えていくことが重要です。

くに　たち　し　　くに　くに　　やく　そく　　じょうやく　　ない　よう
国立市では、国と国とで約束した条約の内容が、みなさんの
せい　かつ　　なか　　まも　　こ　　おとな　　かん
生活の中で守られ、子どもも大人もしあわせを感じて
く　　くに　たち　し　こ　　き　ほん　じょう　れい
暮らせるように「国立市子ども基本条例」をつくりました。

ない　よう　　せつ　めい
これから、その内容について説明しますので、ぜひごらんください。

ほん　　おとこ　　おんな　　よ　　どうぶつ　　し　よう
※この本は、「男」「女」のイメージがなく読めるよう、動物のイラストを使用します。

ほん　　せつ　めい　　こ　　り　かい　　ひょう　げん　　せつめい
※この本の説明は、子どもが理解ができるやさしい表現で説明します。

もくじ

こ けん り じょう やく し	
子どもの権利条約について知ろう	 3
こ い けん	
子どもの意見について	 5
くに たち し こ き ほん じょう れい し	
国立市子ども基本条例について知ろう	 7
こと ば よう ご しゅう	
わかりにくい言葉ー用語集ー	 16
しつ もん	
質問コーナー	 17
かんが	
考えてみよう！	 20
そう だん い けん	
相談や意見について	 21
おとな	
大人のみなさんへ	 22

こ ども の 権 利



まずはじめに、国立市子ども基本条例の基本となる、
国際連合が定めた「**子どもの権利条約**」について知しましょう！

子どもの権利は、大人の権利と同じく生まれながらに持っているものですが、
子どもは成長する途中なので子どもならではの権利が定められています。
その権利は、**4つの大切なこと**からできています。

こ ども の 権 利 条 約 4 つ の 大 切 な こ と

1. いのち まも せい ちよう 命を守られて成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれ
た能力を十分にのばして成長できるよう、
健康や教育や生活の支援をうけることがで
きます。

2. こ も っ と 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われるときは、そ
の子どもにとって最もよいことを第一に考
えます。大人は、子どもの考えをきいて
一緒に考えます。

3. さ べつ きん し 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、
性別、意見、しょうがい、経済状況など、ど
んな理由でも差別されません。

4. い けん ひよう めい 意見を表明できること

子どもは自分に関係があることについて自
由に意見を表すことができ、大人はその
意見を、子どもの発達に応じて十分に考
えます。

こ ども の 権 利 条 約 ぜん ぶ 54 条 あり ます。

これらは、日本でもすべて守らなければならないことです。

くに き ほん ほう じよう やく き ほん 国の「こども基本法」もこの条約を基本としています。



じょう やく 条約について知ろう

せいしき めいしやう じ どう けん り かん じやう やく
(正式名称：児童の権利に関する条約)

こ けん り じやう やく
子どもの権利条約は、
せ かい じゅう
世界中のすべての子どもたちのけん り さい じやう やく
権利を定めた条約で、
に ほん まも やく そく
日本もこれを守ることを約束しています。



こ けん り こ じん けん おな い み せつ めい
ユニセフでは、子どもの権利は、「子どもの人権」と同じ意味と説明しています。
じん けん ぎ む ひ あた なに
「人権」は、義務と引きかえに与えられるものではなく、また、何かをしないと
と
取りあげられるものではありません。

こく さいれん ぐう なか き かん こ けん り
※ユニセフとは国際連合の中の機関で、子どもの権利が
まも く たいてき し えん おこ
守られるための具体的な支援を行なっているところです。

じやう やく
条約のポイントを
かく にん
確認しよう！



こ なん さい Q 子どもは何歳までなの？

じやう やく さい まえ ひと さい
条約では、18歳になる前の人と定めています。

こ よわ お と な まも Q 子どもは弱いから大人が守ってくれるの？

ただ「守られる存在」というだけではなく、「子どももひとりの人間として
けん り けん り しゅ たい かん が
権利をもっている(権利の主体)」であるという考えです。

う
生まれながらに
けん り
守られる権利を
まも
持っているという
ち
意味です
い み

もっ と かん が い み Q 「最もよいことを考える」って、どういう意味？

こ かん けつ てい
子どもに関することを決定するときは、「こういふときは、こうするもの」ということ
き
で決めるのではなく、その子ども じやう きやう き も
の状況や気持ちをきいて「その子どもにとって
もっ と かん が い み
最もよいこと」を考えるという意味です。
ねん れい せい ちやう はつ たつ はい りや
そのうえで、年齢や成長発達により配慮されるということです。

は な こ い けん ひやう めい けん Q ことばが話せない子どもは意見表明権はないの？

いいえ、あります。すべての子どもが「生まれながらにして持っている権利」です。
あかちゃんも、な き も あらわ は な ひやう じやう あらわ
泣いて気持ちを表します。ことばが話せなくても、表情などで表
き も う と
した気持ちを受け止めることができます。

子ども基本条例を作るために、 子どもの意見をたくさんききました！

意見がきくときは、意見が言えない子どもの声もきき取れるよう

「対話すること」を大切に考え、学校や施設など、

子どものいるところへ直接行ってたくさんの意見をききました。

その数は、学校や学童、各種施設、外国籍の方など、500人を超えています。

さらに、児童館などの子どもに関する施設に「権利のたねカード」を設置し、

たくさんの意見をいただきました。

権利のたねをまいて
育てるよ！

スルスル

①もっと話をきいてほしい

②理由もなく意見が通らない
③しかるときは理由を説明してほしい

スルスル

④大人も子どもも子どもの権利を知ってほしい

⑤親の価値観を押し付けられる

⑦家の近くに居場所が欲しい

⑧「いじめを発見した場合は早期に対応」とあるが、その「発見」が難しい場合がある

⑥公園の好きな遊具が無くなっていた自由に遊べる公園がほしい

⑨得意よりも好きなことを優先したいこともある

⑪自分の権利が守られると同時に、他者の権利も守ることを伝えてほしい

⑫いろいろなパターンの相談できる人・場所を作してほしい

⑩子どもが企業に利用されている場合がある。企業も範囲に入れてほしい

⑬子どもにも大人とは違いそがしさがあり疲れている

これらの他にもたくさんの意見をいただきました

みなさんの意見が 大きな実^{い けん}となりました

①②③⑤⑨の意見

子どもの考えや気持ちによりそうことを、
「前文」、「基本理念」、「自分らしく心豊かに育つ権利」、「意見を表明する権利」、「子どもの権利の保障」に入れました。

④の意見

子どもの権利を知ってもらうため、「子どもにやさしいまちづくりの推進」の「子どもの権利の周知と学び」、「国立市子どもの権利の日の制定」を入れました。
これらにより、条例ができた後もますます周知を進めます。

⑥⑦の意見

子どもの意見を施策に取り入れることは国の法律でもさだめています。
「子どもにやさしいまちづくりの推進」、「子どもに関する施策の推進と検証」の中で保障していきます。

⑧の意見

いじめの発見に関しては「子どもの権利の保障」、「子どもにやさしいまちづくりの推進」に入れましたが、早期発見の難しさは重要なこととして、引き続き検討していきます。

⑩の意見

子どもに関することが、企業の実績を優先し、子どもの気持ちに反することがあるという指摘。
子どもの権利を保障する大人に、企業の「育ち・学び施設」や「事業者」も含まれようにしました。

⑪の意見

子どもの意見に「権利を侵害すること」は子ども同士でもある」という、このような意見は多くありました。子どもの権利条約の精神は、単に「子どもは弱いから守る」というものではなく、子ども自身が「権利の主体」として、積極的な関わりを保障するものです。
また、憲法に「権利は、他者の権利を奪わない限り最大限に尊重される」といった内容が書かれています。
条例文には入れていませんが、大切なこととして理解されるようお願いしていきます。

⑫の意見

相談先に関する意見は、とくに中高生から多くいただきました。
そして相談先は、一つあればよいということではなく、深刻なことで、話すだけでスッキリすることなどに合わせ若い人、経験を重ねた大人など、いろいろなパターンがあるとよいとの意見でした。「子どもにやさしいまちづくりの推進」に入れて実現していきます。

⑬の意見

子どもの心からあふれ出た切実な思いとして受け止めました。「自分らしく心豊かに育つ権利」に心身に必要^{きゅうそく}な休息^いがとれることを入れました。

まだまだ、
たくさんの意見を
取り入れています



令和7年4月1日より
施行しました

国立市子ども基本

いよいよ、条例の説明をするよ！

まずは、子どもの大切な権利について説明します！

子どもにとって大切な権利

国立市子ども基本条例の「子どもの権利」は、子どもの権利条約の4つの大切なことをふまえて、第2章に3つに分けてのせています。

条約の権利が、
みなさんの生活の中で

イメージできるように
3つに分けました

安心して生きる権利

命がまもられる/大切に育てられる
医療を受けられる/差別を受けない
社会保障を受けられる/プライバシーが
守られる/相談・助けを求められる
など

自分らしく 心豊かに育つ権利

遊び・学ぶ/自然・文化・芸術・
スポーツに親しむ/ありのままの自分が
尊重される/考えることや気持ちの
自由/仲間をつくる/ほっとできる
場所をもつ など

意見を表明する 権利・参加する権利

自分の意見が言える/
自分の意見が尊重される/
自分に関係があることに参加する
など

4ページで、子どもの権利は、子どもの「人権」と同じ意味なので、
「人権」は取りあげることはできないと説明しました。

「人権」はみんなにあるものです。自分の権利が尊重されることと
同じく、他の人の権利も尊重しなければなりません。

条例について知ろう

条例の権利を守るしくみについて
「2階建てのお家」で説明するよ！

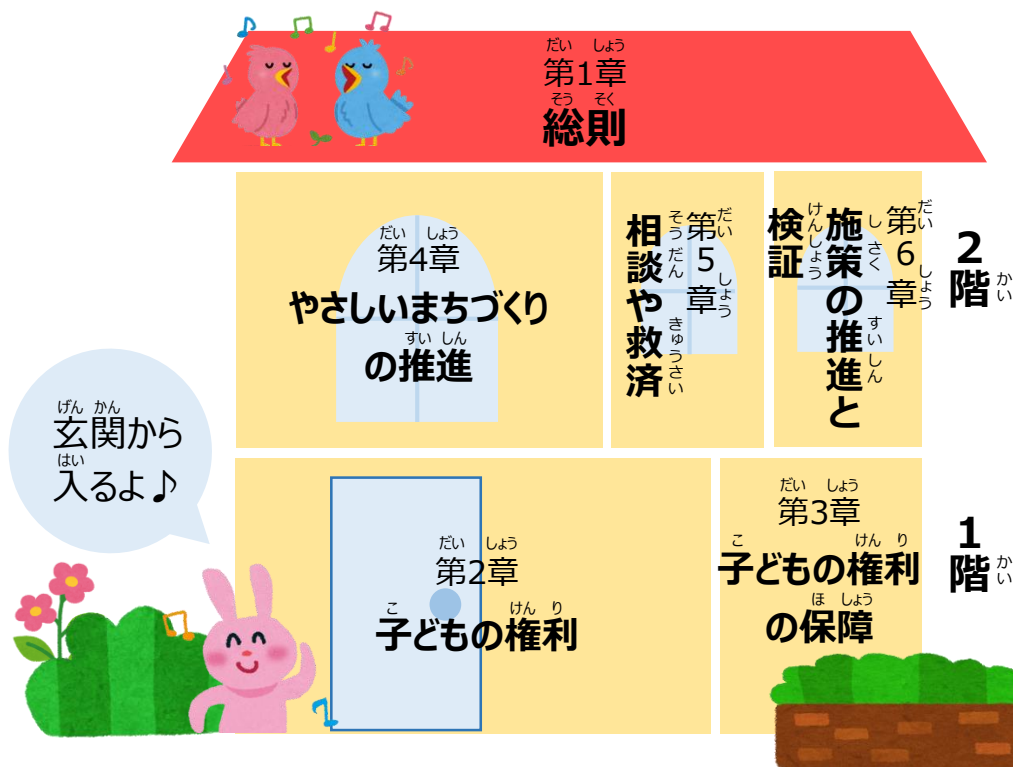


条例のしくみ

条例は、全部で「6章」でできています。

- 1階は、子どもの大切な権利と、それを保障する子どもと大人との関わり
- 2階は、それを法的に守るための役割です。

このお家は、1階の大切な権利と、その保障をする大人を基礎として、
2階ではそれらを守り支援する2階建てのしくみを表しています。



つぎのページからは、条例本文について説明するよ！
むずかしいかもしれないけど、がんばって読んでみよう！
(16ページのわかりにくい用語集もみてね♪)



前文

この条例をつかった思いや、ねがいが
書かれているよ



「前文」は条例の文をそのままのせました！
上は子どもへのメッセージ、後半は大人へのメッセージです！



子どものみなさんへ

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、
このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人に
いつでも聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。
もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい
応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての
子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、
あなたと一緒に大切に守って、守っていくことを約束します。

大人のみなさんへ

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど
様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらにして等しく、自分らしく幸せに生き
るための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達の過程にあることから、自分の力で行使できないときが
あり、そのときに大人の支援が必要となります。

子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明して
います。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって
最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。

「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、
また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子ども
の権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、
この条例を制定します。

第1章

総則

目的や、子どもとはどんな人か、
考え方が書かれているよ



※ここに書かれている条例文は、子どもが理解ができるようにやさしい表現にしています。
実際の条例文は市ホームページをごらんください。

だい じょう

第1条

目的 (この条例がつくられた目的)

この条例は、子どもの権利条約の精神にのっとり、国立市に関わるすべての子どもの権利が守られるように、社会全体で子どもを支え合うしくみを定めることで、子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちをつくることを目的とします。

だい じょう

第2条

定義 (ことばの意味や、最初に知っておいてもらいたいこと)

- 子どもとは、市内に住んでいる、市内の学校に通っているなどの18歳になる前の人、子どもの権利を保障することが認められる人
- 保護者とは、親、もしくは親の代わりに子どもを育てる人
- 育ち学ぶ施設とは、市内の学校・保育園・幼稚園・児童館・学童などや、市内にある子どもが学んだり育ったりするための場所
- 事業者とは、市内で仕事やサービスを行う個人や会社や団体
- 市民とは、市内に住んでいる人や、市内の学校に通う生徒や職場で働く人

18歳以上の高校生
や市の施設を利用
する他市の子ども
は入るよ♪



だい じょう

第3条

基本理念 (この条例の考え方)

- 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
- 子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。
- 子どもの命を守られ、愛され保護され、心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- 子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長や発達、個性をふまえて尊重すること。

3ページで説明した「子どもの権利条約」を基本とします



だい じょう

第4条

市などの役割 (おとなの役割について)

- 市…子どもの権利が守られるまちとなるよう、関係するところと協力し必要な取り組みをする。
- 保護者…子どもが心も体もすこやかに育つように養育する。
- 育ち学ぶ施設の関係者および事業者…その活動の中で子どもの権利を保障する。
(保育園・幼稚園・学校・塾や、市内で活動する団体や会社など)
- 市民…子どもの権利の理解を深め、権利を守る取り組みに協力する。

第2章 子どもの権利

だい じ
大事なので、
かく にん
しっかり確認してね



だい じょう

第5条

子どもの権利

- 子どもは、子どもの権利条約にのっとり、子どもの権利が保障される。
- 子どもの権利が保障されるにあたっては、ひとりの人間として生き、育つために尊重され、子どもの成長や発達・個性をふまえてよく考えられる。

だい じょう

第6条

安心して生きる権利

- 自分の命を大切に思い、命が守られること。
- 愛情をもって大切に育てられること。
- 健康に気をくばられ、病院の治療をうけられること。
- あらゆる差別をされないこと。
- ぎゃく待、体罰、いじめなどのあらゆる暴力、不当な扱いから守られること。
- いつでも安心して相談や助けをもとめられること。
- 安定した生活や、成長・発達のために必要な社会保障を受けること。
- 知られたくないことや、自分を大切に思う気持ちが守られること。

だい じょう

第7条

自分らしく心豊かに育つ権利

- 自由に気持ちや考えをもつこと。
- 自由に気持ちや考えを表現すること。
- 自分らしさが認められ、尊重されること。
- 仲間をつくり、いろいろな人々とふれあうこと。
- あたたかい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること。
- 自分の成長や発達、個性に合わせて学ぶこと。
- 自然、文化、芸術、スポーツなどに親しむこと。
- 心や体にとって必要な休息をとり、自由に遊んだり、安心して過ごすことのできる時間と場所をもつこと。

「なにもしない」時間も
大切に



だい じょう

第8条

意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利

- 自分の気持ちや考えについて表明すること。
- 自分の表明した気持ちや考えをきいてもらい、成長や発達個性に合わせて尊重してもらうこと。
- 子どもに関することを決める場や、社会活動に参加できること。
- 自分に関することや自分の成長に役立つための情報を大人または社会に求め、集めること。

あかちゃんも、
「泣く」ということで
つたえているよ！





第3章 子どもの権利の保障

だい じゅう

第9条

家庭における権利の保障

- 保護者は、子どもの成長や発達、個性によりそい、子どもの気持ちを受け止めながら、子どもにもっともよいことを第一に考える。
- 保護者は、このことのために、必要な協力を市や関係するところに求めることができる。

だい じゅう

第10条

育ち学ぶ施設における権利の保障

がっこう じゅく
学校などのほか、塾や
習い事も含まれるよ！



- 育ち学ぶ施設の人、子どもの考えや気持ちを聞いて受け止めながら、子どもにもっともよいことを第一に考えること。
- 育ち学ぶ施設の人、悩みや不安がある子どもがいるときは、気持ちによりそい、その子どもの考えを大切に、問題の解決をすすめ、その子どもに適した学びの環境をつくる。
- 育ち学ぶ施設の人、子どもが抱える悩みや不安、困っていることについて、気軽に相談できるようにすること。
- 育ち学ぶ施設の人、子どもが不当に扱われることがないように予防し、おこった場合は早くに対応する。

だい じゅう

第11条

地域における権利の保障

- 市民及び事業者は、子どもを地域の一員として、子どもの意見や活動を尊重し、対話をして支える。
- 市民及び事業者は、地域の中で子どもが安心・安全に過ごすことができるよう見守り、支える。

だい じゅう

第12条

不当な取り扱い等の禁止

ゆう き だ そう だん
勇気を出して相談しよう！



- だれでも、子どもへの不当な取扱いを行ってはならない。
- だれでも、子どもへの不当な取扱いを見つけたときは、早くに市や関係するところに連絡しなくてはならない。

第2章子どもの権利は、子どもの「主体的な権利」をかかげています。
子どもの権利が保障されるためには「意見を表明する権利」はとても大切です！
子どもが何も言えずにいるときは、「どうしたの？」ときいてもらうことも、
子どもの意見を表明する権利の保障につながります。



第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

権利を守るために市が努力することだよ



第13条

子どもの意見が尊重される環境の整備

- 市は、子どもが自分の気持ちや考えを表明できるような環境づくりをする。
- 市は、環境づくりをするとき、子どもの意見を聞き、子どもにとって最もよいことを第一に考えて必要なとりはかりをする。
- 市は、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者、子どもが自分の考えや気持ちを表明することができるように支援と協力をする。

子どもの意見を施策に活かすことはとても大切だよ！



第14条

子どもが相談できる環境の整備

- 市は、子どもが不安なことや困っていることがあるときに気軽に相談できるようにする。
- 市は、このことについて、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者が相談できる場所になるように支援する。

いろいろな場所、いろいろな立場の人がいる方がいいよね！



第15条

子どもの権利の周知と学び

- 市は、この条例と子どもの権利を多くの人に知ってもらい、広めるようにし、子どもの権利について学ぶことができるようにする。

第16条

国立市子どもの権利の日

- 市は、子どもの権利を多くの人に知ってもらい、やさしいまちづくりをすすめるため、国立市子ども権利の日をつくる。
- 国立市子ども権利の日は11月20日とする。

11月20日は「子どもの権利条約」が生まれた日です



第17条

子育て家庭への支援

- 市は、保護者が安心して子育てができ、子どもの権利を守ることができるように支援する。
- 市は、保護者への支援が、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者もできるように協力する。

第18条 配慮が必要な子ども・家庭への支援

市は、配慮が必要な子どもと、その家庭に気をくばり、関係するところと協力して支援する。
(※配慮が必要な子どもとは、しょうがい、ぎゃく待、経済的、外国ルーツによる困難があるなどの子ども)

第19条 乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備

- 市は、子どもの学びたいという気持ちや学ぶ権利を保障して、子どもが成長できる環境づくりを育ち学ぶ施設と協力して行なう。
- 市は、子どもが成長・発達の中でいろいろな問題を乗り越えることができるよう、幼児期から自分に自信が持てたり、主体性を育める環境づくりを育ち学ぶ施設の人や事業者と協力してつくる。

第20条 子どもの居場所づくりの推進

- 市は、関係する人と協力して、自分にとって大切な経験ができ、いろいろな年の人とや自然とふれあい、また、なにもなくてよい、ほっとできるなどの、豊かな育ちにつながる居場所をつくる。
- 市は、この場所をつくるとき、子どもの意見を聞き、子どもにとって最もよいことを第一に考えて反映させるようにする。

第21条 不当な取扱い等に対する取組

- 市は、関係するところと協力して、子どもに対する不当な取扱いを予防と、早く発見することに取り組む。
- 市は、不当な取扱いを受けた子どもへは、気持ちによりそい、その子どもの考えを尊重する。
- 市は、不当な取扱いを受けた子どもを早く助けるため、関係する機関の人と協力して対応する。
- 市と市民、育ち学ぶ施設の人や事業者は、いじめや犯罪にかかわった子どもが、再びいじめや犯罪をしないよう、必要な取り組みをする。

第22条 危険な環境等からの保護

市、市民、育ち学ぶ施設の人、事業者は、子どもが家庭や地域社会で健やかに育つことができるよう、子どもの成長や発達に影響がある公害や、事故や事件につながるおそれのある環境、子どもの人格形成に害があると法律などで認められている情報などから子どもを守り、子どもが自分でも危険を知ることができるように必要な情報を伝える。

第5章 権利侵害の相談・救済

こま
困ったことがあったら、
こ
子どもをしっかり守る
まも
ためのきまりだよ



第23条

- 子どもは、自分のかかえる問題などについて、市や関係するところに相談することができるほか、国立市子ども人権オンブズマンに、相談し、助けを求めることができる
- 市は、国立市子どもの人権オンブズマンについて知らせることや、相談しやすいようにする取組みに協力する

けい かく た
計画を立てているか、権利がちゃんと
まも
守られているかを確認するよ

第6章 子どもに関する施策の推進と検証



第24条

子どもに関する施策の推進

- 市長は、子どもにやさしいまちづくりをすすめる計画をつくる
- この計画は、国立市子ども総合計画の会議で考える

第25条

子どもの権利に関する検証

- 市は、この条例の子どもの権利が、市内で保障されているかを、子どもの意見や市民の意見を聴いて検証する

こ そうごう けい かく
子ども総合計画
ってなに？



くに ほうしん
国の方針
たいごう
(こども大綱)

し ほうしん
市の方針
そうごう き ほん けい かく
(総合基本計画)

こ そうごう けい かく
子ども総合計画

こ わかもの し えん こ ひんこん し たいさく し どう たいぼう し たいさく
子ども・若者支援、子どもの貧困支対策、児童ぎゃく待防止対策
しょうがい児支援、子育てをする保護者への支援、
がく どう ほいく ほう か ご かん
学童保育や放課後キッズに関することなど

こ かん もんたい かいけつ し えん かんが
子どもに関する問題の解決や支援について考えるよ



じょう れい

わ

条例について、なんとなくお分かりいただけたでしょうか。

こと ば

おも

しあわ

なれない言葉もたくさんあったと思いますが、みなさんの幸せな

み らい

り かい

未来のために、ぜひ、理解してください♪



こと ば

よう ご しゅう

わかりにくい言葉－用語集－

じょうやく

くに

さだ

き

くに

まも

やく そく

条約…国どうして定めた決まりで、国が守らなければならない約束

じょうれい

し

つく

ほうりつ

条例…市が作る法律やルール

ひょうめい

ひと

まえ

あらわ

しめ

表明…人の前にはっきりと表示すること

こうりょ

かんが

考慮…よく考えること

はいりょ

けつ

か

こころ

配慮…よい結果になるように、あれこれ心をくばること

ぎむ

ひと

たち

ば

とう

ぜん

義務…人がそれぞれの立場により当然しなければならないこと

しゅたいせい

じ

ぶん

い

し

はん

だん

こう

どう

たい

ど

主体性…自分の意志・判断で行動しようとする態度

たいわ

ちよく

せつ

む

あ

たが

はなし

対話…直接に向かい合って互いに話をする

そんちよう

か

ち

たい

せつ

尊重…価値のあるものとして大切にすること

そうそく

ぜん

たい

きよう

つう

ぜん

てい

総則…全体に共通する前提としてのきまり

よういく

養育…やしなうてそだてること

ほしょう

いま

しょう

らい

保障…今も将来もおかされないようにたもつこと

ふとう

とり

あつ

せい

どう

り

ゆう

さ

べつ

こころ

きず

不当な取扱い…正当な理由なく差別されたり心が傷つけられたりすること

せいび

整備…ととのえそなえること

しえん

ちから

か

たす

支援…力を貸して助けること

しゅうち

おお

ひと

し

わた

周知…多くの人に知れ渡ること

しんがい

けん

り

まも

侵害…権利がおかされること（守られないこと）

きゅうさい

すく

たす

救済…救い助けること

しさく

しら

かん

が

けい

かく

施策…よく調べ考えた計画

すいしん

まえ

推進…前におしすすめること

けんしょう

じっ

さい

しら

かく

にん

検証…実際に調べて確認すること

質問コーナー



「^{けん り}権利」と「^{ぎ む}義務」はセット？代わり^かに
何か^{なに}しなくてはならないの？

「^こ子どもの^{けん り}権利」は、^{ぎ む}義務と引きかえに与^{あた}
えられるものではなく、また、何か^{なに}をしない
と取りあげられるものではありません！



「^{けん り}権利」は^こ子どもをわがまま
にするの？

「^こ子どもの^{けん り}権利」と「わがまま」は同じではないよ。
「^{けん り}権利」はみんなが持^もっていて誰^{だれ}にも奪^{うば}われないもの。
「わがまま」は自分勝手な^{じ ぶん かつ て}こと。
「^こ子どもの^{けん り}権利」を知ることは、みんなの^{けん り}権利も^{かんが}考える
ということです。



なんでも言^いうと、仲^{なか}が悪^{わる}くなっ
ちゃわないかな？

自分の^{じ ぶん}気持ちや考^{き も}えを表^{かんが}すことは「^{あらか}権利」です！
でも、ちゃん^{つた}と伝^{たい}えるには「^{たい わ}対話」が大^{たい}切^{せつ}だよ。ね。
「^{ただ}どちらが正^{ただ}しい」ではなく、お互^いいに意^い見^{けん}や気^き持^もちを^つ伝
え合^あい、理^り解^{かい}しあうこと^{おも}とすることは、良^よい関^{かん}係^{けい}になること
だと思^{おも}うよ。





くに たち し こ き ほん じょう れい
**国立市子ども基本条例では、
 子どもは何歳までなの？**

じょう やく さい まえ ひと
 条約では「18歳になる前の人」としていますが、
 国立市の条例は、高校生など18歳以上の人でも
 認められる場合があります。



こ けん り ほ しょう
**「子どもの権利を保障することが
 認められる人」って、どういう人？**

さい い じょう まな ば せい ちょう
 18歳以上でも、学びの場で、成長するための
 教育を受けている人や、市の施設を利用してい
 る他市の子どもなど、年齢だけで線を引くことにそ
 ぐわない場合にも条例が活かせるようになってい
 ます。



じょう やく じょう れい
**条約があるのに、なぜ条例を
 つくるの？**

じょうやく に ほん まち き ねん い じょう こ
 条約を日本が「守る」と決めて30年以上たつけど、まだ子ども
 の権利を知らない人がたくさんいます。
 せ かい じょう きょう くに に ほん く わたし
 世界にはいろんな状況の国があるので、日本で暮らす私たち
 の生活ではあまりイメージできないこともたくさんあります。
 そこで、くに たち し く せい かつ あ じょう れい
 そで、国立市で暮らすみなさんの生活に合わせた「条例」を
 つくって、こ けん り ほ めん まち ひつ よう
 子どもの権利をいろいろな場面で守る必要があります。
 ぜひ、みなさんもこの条例を身近に感じてくださいね！





けん り なん
権利があるから何でもかなえて
もらえるの？

けん り じ ぶん
権利は自分だけじゃなくみんなにあるものだから、
あいて けん り
相手の権利をうばうことはできません。「なんでも
かなえる」ということではなく、はな あ もっと
話し合っ「最もよ
いこと」をかんが
えてみよう！



ぼう りよく
たたかれない「暴力」って
あるの？

こころ きず ぼう りよく
あります！心を傷つけることも暴力だよ。
きず こと ば い ぎやく お し
傷つける言葉を言ったり、逆に無視をすることも
ぼう りよく せい しん てき ぼう りよく しん り てき たい
暴力なんだ。精神的暴力、心理的ぎやく待とい
うのがあるよ。し たい せつ
知っておくことは大切です。



がく しゅう じゅく なら ごと けん り ほ しよう
学習塾や習い事も権利を保障
するやくわり
役割があるの？

し かか おとな はい がく しゅう じゅく なら ごと
市に関わるすべての大人がは入ります。学習塾や習い事は
まな ば そだ まな し せつ
学びの場なので「育ち学ぶ施設」になります。



ほん とう じ ぶん かい けつ こま
本当に、自分で解決できない困ってる
ことがあるときは、どうすればいいの？

の こ むずか こま
ひとりで乗り越えることが難しいつらいことや、困ったこ
かなら そう だん
とがあったら、必ず、相談してね。（21ページにあるよ）



かんが

考えてみよう

こんなときあるかな？

つた ほん とう き も
伝えたい本当の気持ち

ば しよ
こんな場所

あったらいいな...



ほん とう
本当は、
じ ぶん す
自分の好きなこと、
しあわ かん
幸せに感じること、
やりたいことがあるん
だけど...

ほん とう
本当は、
かな
悲しいこと、いやなこと、
つらいことがある...



か だ
書き出して

つた
伝えてみよう！

つた
どこに伝えてよいかわから
ないときは21ページをみて
そう だん
相談してね

意見や相談について

子どものみなさんの意見は、自分が豊かに育つためや、やさしいまちづくりのために必要な大切な意見です。「考えや意見があること、困っていること」があったら、ぜひ下のところに連絡してください。ひとりで悩まずなんでも相談してください。

●子ども家庭部児童青少年課

子ども基本条例に関すること、まちづくりに関すること、居場所のこと、環境のこと、その他、どこに話せばよいかわからないことなど、なんでもお問い合わせください。

国立市役所 児童青少年課 場所：1階18番窓口 ☎ 042-576-2111

●子どもの人権オンブズマン

「子どもオンブズマン」は、子どもの権利をまもり、助けるための、公的機関です。

学校のこと・友だちのこと・家族のこと・自分のことなど、どんなことでも相談できます。

電話で相談 0120-70-7830（無料）

メールで相談 sec_ombudsman@city.kunitachi.lg.jp

手紙で相談 オンブズマンレターを学校・図書館・児童館に置いてあります。

また、好きな手紙で送っても大丈夫です。

送り先 186-8501 子どもオンブズマン 行き

（住所は郵便番号だけで届きます）

●その他の市の相談先

●子ども・子育ての総合相談窓口「くにサポ」

妊娠・出産・子育てのほか、子ども自身からの相談もできます。

くにたち子育てサポート窓口 ☎ 042-576-2105（直通）

●子ども・子育て相談、またぎやく待にあっている子どもがいたら以下へご連絡ください。

子ども家庭支援センター ☎ 042-573-0192

●育児や子どもの発達について相談ができます。

子育て支援課子ども保健・発達支援係（保健センター内） ☎ 042-574-3311

～あとがき～

おとな

大人みなさんへ

本内容をお読みいただき、すべての国民が憲法で保障されている「基本的人権」をお感じになった方も多いかと思います。「子どもの権利」は、誰もが生まれながらに持っている「人権」に、成長過程であることへの配慮を保障した子どもならではの権利です。

大人から「なんでも子どもの言うとおりにしなくてはならないのでしょうか」と聞かれることがありますが、ここで着目していただきたいのは、「子どもの豊かな成長」です。

なんでも言うとおりにすることが子どもの豊かな成長につながるでしょうか。

一緒に話し合ってみる、理由が明確である場合は説明する、結果よりも主体的に考えたことを褒める、などの子どもとの「応答的な関わり」が人を信頼する心を育て、子どもが成長することにつながります。結果的に、大人の判断で「子どもに最もよいこと」を決断することになったとしても、気持ちに聞いてもらい、一緒に考える機会を持った、決断の理由を説明してもらったことで、子どもは「自分は大切にされた」と感じることでしょう。また、基本的なマナーや、人を思いやる気持ち、間違っていることを教えてもらうことも子どもの成長につながることで。

本条例に記載した「子どもの権利」は、実際の暮らしの中でイメージしやすく、かつ、起こりうる様々な状況に対して、子どもの権利条約の精神をもって対応できるよう包括的に表しています。

暮らしの中でのシチュエーションは様々あるかと思いますが、それぞれに正解の対応が決まっているのではなく、一緒にお互いを尊重しながら考えてみることに大きな意味を持ちます。

国立市は、本条例が市民生活の中で活かされることで、いま危機にある子どもが救われること、国立市のすべての子どもたちが自分らしく幸せを感じながら豊かに成長し、そして、子どもを支える大人にとっても幸せを感じて暮せるまちになることを目指していきます。

国立市子ども家庭部児童青少年課

※ この本に書かれている条例文は、子どもが理解ができるようにやさしい表現になっています。
実際の条例文は市ホームページをごらんください。（右の二次元コードよりご覧ください）



すべての子ども・大人のみなさんへ
国立市子ども基本条例 を知ろう！
子どもの権利ってなに？

国立市子ども家庭部 児童青少年課